

## 目標 1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

### 1. 解説

SDGs にコミットした国々は、2030 年までにあらゆる形態の貧困を終わらせなければなりません。UNDP によると、貧困とは単に、持続可能な基本的な水準の生活を確保する経済的な収入や資産がないことではありません。教育その他の基本的サービスへのアクセス不足、社会的な差別や排除、意思決定からの除外など、多様な形態を取ります。これらの貧困を終わらせるためには、貧困世帯に十分な社会的保護を与え、基本的サービスへのアクセスや所有権等の権利を確保し、紛争や災害時に的確な支援を行うといった取組が必要となります。これらの取組を行うためには、経済成長が一部の層に偏らず包摂的なものになるような国内的・国際的な枠組みが必要です。

目標 1 では、貧困削減を進める上での様々な方向性が示されます。ターゲット 1.1 は国際的な指標に基づいた貧困削減の目標が提示されます。1.2 では各国の定義に基づいた貧困者数を半減することが求められます。続いて 1.3 と 1.4 では貧困層に社会的保護や基礎的サービスを提供し、貧困層が直面する脆弱で不利な状況を改善してゆくことが目指されます。さらに 1.5 では気候変動などの影響を受けやすい貧困層の強靭性を高め、様々な影響からの脆弱性を軽減する必要性が指摘されます。そして、ターゲット 1.a と 1.b では貧困削減を効果的に進めるための資金の動員や政策枠組みの構築がテーマとなっています。

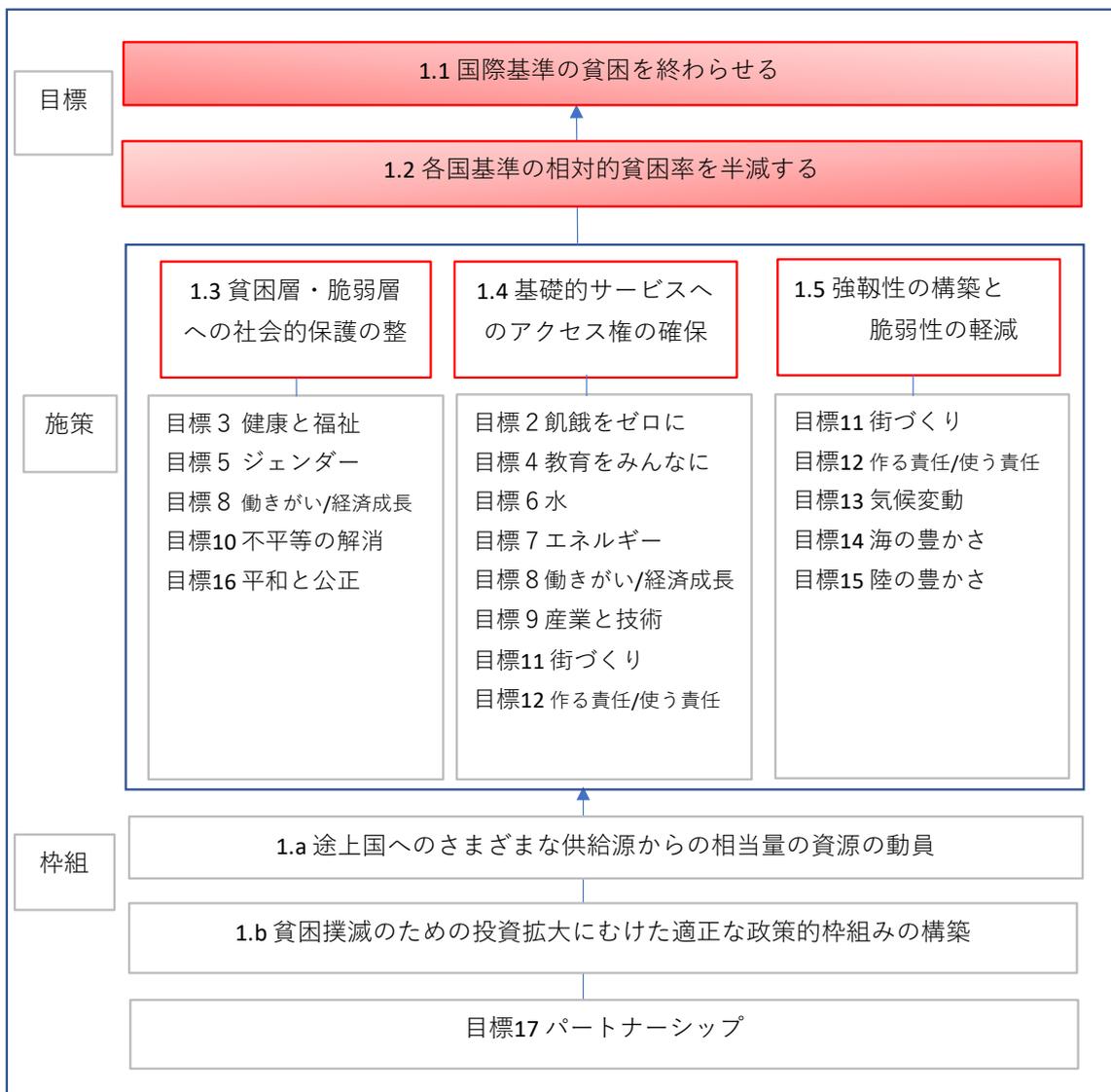
### ターゲット

1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害暴露や脆弱性を軽減する。

1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの <b>相当量の資源の動員</b> を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた <b>適正な政策的枠組み</b> を構築する。

## 2. 世界の現状

目標1：貧困をなくそう、は全ての目標と繋がっています。下図では、SDGsの17の目標を、目標1を達成するための施策と枠組みとして整理しています。それぞれの目標を達成するために、各目標が複合的なネットワークで結ばれていると解釈することもできます。



図：ターゲット相互の関係

## 2-1. 世界の貧困

世界の貧困率を測る国際貧困ラインは、一日当たり 1.90 米ドルと設定されています（2011 年の購買力平価に基づく）。2002 年から 2012 年にかけて、貧困ライン以下で暮らす人々の割合は、世界人口の 26% から 13% へ半減しました。今後も過去 10 年間の経済成長率が維持されると仮定すると、2030 年までに 4% へと低下することが見込まれます<sup>1</sup>。しかし、貧困人口の分布は地域格差が大きく、特にサハラ以南アフリカでは、2013 年時点で人口の 41%、3.9 億人が貧困ライン以下の生活をしています。1990 年から 1.1 億人も増加しています<sup>2</sup>。貧困ライン以下で暮らす人々の 50% はサハラ以南アフリカの人々、ついで、33% が南アジアの人々です<sup>3</sup>。

## 2-2. 日本の貧困

日本には公式な貧困ラインはありませんが、OECD（経済協力開発機構）の作成基準<sup>4</sup>に基づいて相対的貧困ラインを算出しています。2015 年の国民生活基礎調査によると、同年の日本の相対的貧困ラインは、年収 122 万円、貧困率は 15.6% でした。2012 年と比較すると、0.5 ポイント低下しました。子どもの貧困率も、16.3% から 13.9% に 2.4 ポイント改善しました。しかし、貧困ラインは 1997 年の 149 万円をピークに下降しています。日本は、OECD 加盟 37 カ国中、7 番目に貧困率が高い国です（2012 年データ）。

## 2-3. 社会的保護の整備

貧困層や社会的弱者を対象とした社会的保護の実施は、貧困削減の有効な手段です。社会的保護のプログラムは多様であり、各国の社会・文化・経

済状況によって異なります。包括的な社会的保護プログラムを受けているのは世界の 29% にすぎません<sup>5</sup>。残りの 71%、52 億人は、社会的保護を全く受けていないか部分的にしか受けていません。2012 年に ILO は「社会的保護の土台 (Social Protection Floor) に関する勧告 (No.202)」を打ち出しました。十分な保護が必要とされる、子供、高齢者、社会的弱者、障害者、失業者、妊婦、労働災害被害者等、を含む全ての人に、最低限の所得と保健サービスへのアクセスを保障するよう呼びかけています。日本を含む 102 カ国がコミットメントしていますが、実態は伴っていません。

## 2-4. 基礎的サービスへの平等なアクセス権

基礎的サービスには、教育や保健、飲料水やエネルギー等のインフラへのアクセスに加えて、土地所有権等の財産権の保障、天然資源、新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスへの平等なアクセス権も含まれます。世界では 17 億人が正規の銀行口座を保有していません<sup>6</sup>。他方アフリカではモバイルマネー口座が急速に普及しています。

## 2-5. 強靱性を構築し、暴露・脆弱性を軽減

貧困者や社会的弱者は、気候変動に関連する気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックに対してより深刻な影響を被る可能性があります。貧困者の強靱性 (レジリエンス) を構築し、災害の暴露や脆弱性を軽減することが求められます。「仙台防災枠組 2015-2030」は、185 の国連加盟国が採択した国際的な防災指針です。日本は「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活用して、国際社

<sup>1</sup> <https://unstats.un.org/sdgs/report/2016/goal-01>

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> WB, Poverty and Shared Prosperity 2016: Taking on Inequality

<sup>4</sup> 相対的貧困線は、「等価可処分所得 (世帯の可処分所得 (収入

から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入) を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分の額」。

<sup>5</sup> ILO (2017), World Social Protection Report 2017-19.

<sup>6</sup> WB, The Global Findex Database 2017

会に一層貢献していく姿勢を示しています。

### 3. ゴール達成のために私たちができること

ゴール1の目標「貧困の撲滅・削減」は、相互に関連する多様なセクターにおいて、企業、政府、市民社会などマルチステークホルダーのパートナーシップに基づく行動なくして達成することは困難です。また、SDGsの17の個々の目標に貢献するのみならず、SDGsの趣旨を理解して包括的なコミットメントをすることが重要です。

目標の達成には各国の政府が大きな役割を担います。特に、ターゲット1.3の適切な社会的保護制度の整備、1.4の基礎的サービスへのアクセスや所有権等の確立、1.5の防災計画の策定とその実施が挙げられます。しかしながら貧困層が多いサブサハラ・アフリカ等においては、財政面を含め政府の実施能力は高いとは言えません。以下では企業の役割に注目した取組について述べます。

### SDGsへのコミットメント

1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）において当時の国連事務総長により提唱された国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、企業による持続可能な開発促進のための自発的な取組を促進する枠組みです。1997年に始まった企業のサステナビリティ報告の作成と公開を求めるグローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）<sup>7</sup>は、2016年にUNGCと連携し、SDGsの情報開示の指針となる「GRIスタンダード」を発行し

ています。UNGCが定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）・10原則<sup>8</sup>の遵守、「GRIスタンダード」に沿ったサステナビリティ報告書の作成はSDGsへのコミットメントを表明することになります。

### 貧困層を対象とするビジネスの展開

企業による貧困削減への対応は、これまでは社会貢献や企業のCSR（Corporate Social Responsibility：社会的責任）という観点からの取組が多くみられます。これに対しSDGsは、2030年までに12兆ドルのビジネスチャンスをもたらし、最大3億8,000万人の雇用が創出されるとの試算があります<sup>9</sup>。企業が社会的責任を果たすとともに、本業を通じた新たなビジネスの可能性を追求することで、企業価値の向上と世界の持続的開発に貢献する機運が高まっています。

ゴール1に関する「GRIスタンダード」では、貧困層に対して、適正な価格でアクセスしやすい財やサービスを提供することが提唱されています。貧困層を対象としたビジネスは、BOP<sup>10</sup>ビジネスが知られています。貧困層だけを対象とするものではありませんが、インクルーシブ・ビジネスやソーシャル・ビジネスも貧困層への裨益が期待されるビジネスです。企業のイノベーションを通じて、貧困層に必要な財・サービスを届けることで貧困削減に寄与する取組が始まっています。政府が基礎的サービスを提供するための共同ビジネスという事例もみられます。具体的な事例としては、以下が挙げられます。

<sup>7</sup> <https://www.globalreporting.org/Pages/default.aspx>

<sup>8</sup> UNGCの10大原則 は以下で入手可能：  
<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>

<sup>9</sup> Better Business, Better World, Business & Sustainable Development Commission, January 2017.（「より良きビジネス より良き世界 概要」2017年1月）

<sup>10</sup> Base of the economic pyramid. 2002年の国際ドル（購買力平価換算）で一人当たり年間所得が3,000ドル以下の世帯を指す。世界人口の過半数を占める約40億人が含まれるとされる（The next 4 Billion, Market Size and Business Strategy at the Base of the pyramid (World Resources Institute, International Finance Corporation), 2007.（「次なる40億人 ピラミッドの底辺（BOP）の市場規模とビジネス戦略」世界資源研究所、国際金融公社 2007）

社会的保護に関連したサービスでは、健康診断サービスや介護サービス、医療機器・設備の提供、バリアフリー関連製品の販売、高齢者向け交通・移動サービスの提供、食品等の宅配サービスの提供等があります。若年層の所得向上には、職業訓練の提供や雇用マッチングを行っている企業があります。

基礎的なサービスの提供では、保健、教育、金融サービス、ビジネス改善支援等、幅広い可能性があります。

保健分野では、ポリオや結核等の予防ワクチンの開発・販売、学校給食のサービスの提供や健康補助食品の製造・販売による栄養改善、通信回線を通じた遠隔医療、健康アプリの開発・販売、医療・介護人材プラットフォームの提供があります。

教育分野では、ICT を活用した通信教育や e ラーニング、障害のある子どもが教育を受けやすくなるようなバリアフリー関連製品の販売・学校施設の改修、専門的技術を修得できる職業訓練サービスや生涯教育の提供が行われています。

金融サービスでは、貧困層を対象としたマイクロファイナンス、日本証券業協会や民間証券会社などによる子供の貧困解消を目的とする基金の創設や融資の評価基準の変更があります。モバイルバンキングの事例では、ケニアの通信業者が提供する「M-Pesa」があります。受取人の携帯電話に送金番号や暗証番号が記入された SMS が送られてくるシステムで、ケニア全土で利用者が急増しています。

ビジネス改善支援では、小規模企業を対象とし

た冷凍・冷蔵設備や農業機械の製造・販売による生産効率の改善に貢献するビジネスもあります。

貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）の構築に貢献するビジネスの事例としては、天候インデックス保険（災害保険）があります。気温や降水量等の天候指標に基づいて保険金が支給される仕組みにより、干ばつ等の天候不良から貧困に陥る農家を保護します。防災用品や緊急支援物資の開発・製造・販売、気象・災害予測・警報サービスの開発・提供等のサービスを行う事例もあります。

#### 企業サプライチェーンにわたる人権を尊重した雇用条件・雇用環境の提供、雇用機会の提供

企業のサプライチェーンはグローバル化の進展とともに広がっています。UNGC の 4 分野・10 原則では、遵守すべき最初の分野として「人権」をおき、「人権の保護の支持、尊重」と「自らが人権侵害に加担しないよう確保」することを原則として定めています。この原則は、自社内の雇用関係のみならず、特に貧困人口が多い途上国への進出先を含めたサプライチェーン全体にわたる全てのステークホルダーとの関係性において求められます。同様に、二番目の分野である「労働」では人権尊重を踏まえた 4 つの原則を定めています。これらの行動原則を遵守することで、企業による社会的保護の土台の提供を促進し、人権を尊重した雇用条件・雇用環境の提供を保障し、SDGs の試算にある雇用機会増大の可能性を高めることが期待されます。

---

## 参考資料

- “Goal 1”, Statistics Division, UN  
<https://unstats.un.org/sdgs/report/2016/goal-01/>
- ILO, Social Protection <http://www.ilo.org/global/topics/social-security/lang--en/index.htm>
- ILO (2017), World Social Protection Report 2017-19.
- “UNDP Support to the Implementation of Sustainable Development Goal 1”, 2017, UNDP  
<http://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/sustainable-development-goals/undp-support-to-the-implementation-of-the-2030-agenda/>
- UNISDR, <http://sdg.iisd.org/news/unisdr-launches-monitoring-process-for-sendai-framework-sdgs/>
- WB, Global Findex, <http://www.worldbank.org/en/programs/globalindex>
- WB, Poverty and Shared Prosperity 2016: Taking on Inequity
- WB, The Global Findex Database 2014, 2017.
- World Resources Institute and International Finance Corporation, The next 4 Billion, Market Size and Business Strategy at the Base of the pyramid (2007) (「次なる 40 億人 ピラミッドの底辺 (BOP) の市場規模とビジネス戦略」世界資源研究所、国際金融公社 2007).
- 厚生労働省, 「2015 年国民生活基礎調査」
- 内閣府、防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/kokusai/index.html>